

昭和五十五年法律第六十九号

国際捜査共助等に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条―第四条)
- 第二章 証拠の収集等(第五条―第十八条)
- 第三章 国内受刑者に係る受刑者証人移送(第十九条―第二十二条)
- 第四章 外国受刑者の拘禁(第二十三条―第二十五条)

附則

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 共助 外国の要請により、当該外国の刑事事件の捜査に必要な証拠の提供(受刑者証人移送を含む。)をすることをいう。
- 二 要請国 日本国に対して共助の要請をした外国をいう。
- 三 共助犯罪 要請国からの共助の要請において捜査の対象とされている犯罪をいう。
- 四 受刑者証人移送 条約により刑事手続における証人尋問に証人として出頭させることを可能とするために移送すべきものとされている場合において、刑の執行として拘禁されている者を国際的に移送することをいう。

第二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、共助をすることはできない。

- 一 共助犯罪が政治犯罪であるとき、又は共助の要請が政治犯罪について捜査する目的で行われたものと認められるとき。
- 二 条約に別段の定めがある場合を除き、共助犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たらないとき。
- 三 証人尋問又は証拠物の提供に係る要請については、条約に別段の定めがある場合を除き、その証拠が捜査に欠くことのできないものであることを明らかにした要請国の書面がないとき。

第三条 共助の要請の受理及び要請国に対する証拠の送付は、外務大臣が行う。ただし、条約に基づき法務大臣が共助の要請の受理を行うこととされているとき、又は緊急その他特別の事情

がある場合において外務大臣が同意したときは、法務大臣が行うものとする。

2 前項ただし書の規定により法務大臣が共助の要請の受理及び要請国に対する証拠の送付を行う場合においては、法務大臣は、外務大臣に対し、共助に関する事務の実施に関し、必要な協力を求めることができる。

第四条 外務大臣は、共助の要請を受理したときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、共助要請書又は外務大臣の作成した共助の要請があつたことを証明する書面に関係書類を添付し、意見を付して、これを法務大臣に送付するものとする。

- 一 要請が条約に基づいて行われたものである場合において、その方式が条約に適合しないと認めるとき。
- 二 要請が条約に基づかないで行われたものである場合において、日本国が行う同種の要請に比する旨の要請国の保証がないとき。

第二章 証拠の収集等

(法務大臣の措置)

第五条 法務大臣は、受刑者証人移送以外の共助の要請について、第二条各号(第三条第一項ただし書の規定により法務大臣が共助の要請の受理を行う場合にあつては、第二条各号又は前条各号)のいずれにも該当せず、かつ、要請に比することが相当であると認めるときは、次項に規定する場合を除き、次の各号のいずれかの措置を採るものとする。

- 一 相当と認める地方検察庁の検事正に対し、関係書類を送付して、共助に必要な証拠の収集を命ずること。
- 二 国家公安委員会に共助の要請に関する書面を送付すること。
- 三 海上保安庁長官その他の刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第九十条に規定する司法警察職員として職務を行うべき者の置かれている国の機関の長に共助の要請に関する書面を送付すること。
- 四 法務大臣は、共助の要請が裁判所、検察官又は司法警察員の保管する訴訟に関する書類の提供に係るものであるときは、その書類の保管者に共助の要請に関する書面を送付するものとする。
- 五 法務大臣は、第一項に規定する措置その他の共助に関する措置を採るため必要があると認め

るときは、関係人の所在その他必要な事項について調査を行うことができる。

(国家公安委員会の措置)

第六条 国家公安委員会は、前条第一項第二号の書面の送付を受けたときは、相当と認める警察庁又は都道府県警察に対し、共助に必要な証拠の収集を指示するものとする。この場合において、都道府県警察に対して指示を行うときは、当該都道府県警察に關係書類を送付するものとする。

(検事正等の措置)

第七条 第五条第一項第一号の命令を受けた検事正は、その庁の検察官に共助に必要な証拠を収集するための処分をさせなければならない。

2 警察庁が前条の指示を受けた場合においては、警察庁長官は、警察庁の司法警察員に前項の処分をさせなければならない。

3 前条の指示を受けた都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長(以下「警察本部長」という。)は、その都道府県警察の司法警察員に第一項の処分をさせなければならない。

4 第五条第一項第三号の書面の送付を受けた国の機関の長は、その機関の相当と認める司法警察員に第一項の処分をさせなければならない。

第八条 検察官又は司法警察員は、共助に必要な証拠の収集に関し、次に掲げる処分をすることと。

- 一 関係人の出頭を求めてこれを取り調べること。
- 二 鑑定を嘱託すること。
- 三 実況見分をすること。
- 四 書類その他の物の所有者、所持者又は保管者にその物の提出を求めること。
- 五 公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めること。
- 六 電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行うための設備を設置している者に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間(延長する場合)には、通じて六十日を超えない期間)を定めて、これを消去しないよう、書面で求めること。

第九条 前条第三項の規定による証明書の提出を求められた者が、虚偽の証明書を提出したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、その者の当該行為が刑法(明治四十年法律第四十五号)の罪に触れるときは、これを適用しない。

(証人尋問の請求)

第十条 検察官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、裁判官に証人尋問を請求することができる。

- 一 共助の要請が証人尋問に係るものであるとき。
- 二 関係人が第八条第一項の規定による出頭又は取調べに対する供述を拒んだとき。
- 三 第八条第三項の規定による証明書の提出を求められた者がこれを拒んだとき。

(令状の請求等)

第十一条 令状又は証人尋問の請求は、第二条第三号の書面を提出して、しなければならない。ただし、条約に別段の定めがある場合には、この限りでない。

(管轄裁判所等)

第十二条 令状又は証人尋問の請求は請求する者の所属する官公署の所在地を管轄する地方裁判

2 検察官又は司法警察員は、共助に必要な証拠の収集に関し、必要があると認めるときは、裁判官の発する令状により、差押え、記録命令付差押え、捜索又は検証をすることができる。

3 検察官又は司法警察員は、前二項の規定により収集すべき証拠が業務書類等(業務を遂行する過程において作成され、又は保管される書類その他の物をいう。以下この項において同じ。)である場合において、当該業務書類等の作成又は保管の状況に関する事項の証明に係る共助の要請があるときは、作成者、保管者その他の当該業務書類等の作成又は保管に係る業務上の知識を有すると認める者に対し、当該要請に係る事項についての証明書の提出を求めることができる。

4 検察官又は司法警察員は、前項の規定により証明書の提出を求めるに当たっては、その提出を求める者に対し、虚偽の証明書を提出したときは刑罰が科されることがある旨を告知しなければならない。

5 検察官又は司法警察員は、検察事務官又は司法警察職員に第一項から第三項までの処分をさせることができる。

第九条 前条第三項の規定による証明書の提出を求められた者が、虚偽の証明書を提出したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、その者の当該行為が刑法(明治四十年法律第四十五号)の罪に触れるときは、これを適用しない。

(証人尋問の請求)

第十条 検察官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、裁判官に証人尋問を請求することができる。

- 一 共助の要請が証人尋問に係るものであるとき。
- 二 関係人が第八条第一項の規定による出頭又は取調べに対する供述を拒んだとき。
- 三 第八条第三項の規定による証明書の提出を求められた者がこれを拒んだとき。

(令状の請求等)

第十一条 令状又は証人尋問の請求は、第二条第三号の書面を提出して、しなければならない。ただし、条約に別段の定めがある場合には、この限りでない。

(管轄裁判所等)

第十二条 令状又は証人尋問の請求は請求する者の所属する官公署の所在地を管轄する地方裁判

2 検察官又は司法警察員は、共助に必要な証拠の収集に関し、必要があると認めるときは、裁判官の発する令状により、差押え、記録命令付差押え、捜索又は検証をすることができる。

3 検察官又は司法警察員は、前二項の規定により収集すべき証拠が業務書類等(業務を遂行する過程において作成され、又は保管される書類その他の物をいう。以下この項において同じ。)である場合において、当該業務書類等の作成又は保管の状況に関する事項の証明に係る共助の要請があるときは、作成者、保管者その他の当該業務書類等の作成又は保管に係る業務上の知識を有すると認める者に対し、当該要請に係る事項についての証明書の提出を求めることができる。

4 検察官又は司法警察員は、前項の規定により証明書の提出を求めるに当たっては、その提出を求める者に対し、虚偽の証明書を提出したときは刑罰が科されることがある旨を告知しなければならない。

5 検察官又は司法警察員は、検察事務官又は司法警察職員に第一項から第三項までの処分をさせることができる。

第九条 前条第三項の規定による証明書の提出を求められた者が、虚偽の証明書を提出したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、その者の当該行為が刑法(明治四十年法律第四十五号)の罪に触れるときは、これを適用しない。

(証人尋問の請求)

第十条 検察官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、裁判官に証人尋問を請求することができる。

- 一 共助の要請が証人尋問に係るものであるとき。
- 二 関係人が第八条第一項の規定による出頭又は取調べに対する供述を拒んだとき。
- 三 第八条第三項の規定による証明書の提出を求められた者がこれを拒んだとき。

(令状の請求等)

第十一条 令状又は証人尋問の請求は、第二条第三号の書面を提出して、なければならない。ただし、条約に別段の定めがある場合には、この限りでない。

(管轄裁判所等)

第十二条 令状又は証人尋問の請求は請求する者の所属する官公署の所在地を管轄する地方裁判

所の裁判官に、司法警察職員の下押収又は押収物の還付に関する処分に対する不服申立ては司法警察職員の職務執行地を管轄する地方裁判所に、しなければならない。

第十三条 検察官、検察事務官若しくは司法警察職員による処分、裁判官のする令状の発付若しくは証人尋問又は裁判所若しくは裁判官のする裁判については、この法律に特別の定めがあるもののほか、その性質に反しない限り、刑事訴訟法（第一編第二章及び第五章から第十三章まで、第二編第一章、第三編第一章及び第四章並びに第七編に限る。）及び刑事訴訟費用に関する法令の規定を準用する。

第十四条 検事は、共助に必要な証拠の収集を終えたときは、速やかに、意見を付して、収集した証拠を法務大臣に送付しなければならない。第五号第一項第三号の国の機関の長が証拠の収集を終えたときも、同様とする。

第十五条 都道府県公安委員会は、警察本部長が共助に必要な証拠の収集を終えたときは、速やかに、意見を付して、収集した証拠を国家公安委員会に送付しなければならない。

第十六条 国家公安委員会は、警察庁長官が共助に必要な証拠の収集を終えたときは、速やかに、意見を付して、当該書類又はその謄本を法務大臣に送付するものとし、送付することができないときは、共助の要請に関する書面を法務大臣に返送しなければならない。

第十七条 法務大臣は、第一項、第三項又は前項の規定による送付を受けた場合において、必要があると認めるときは、証拠の使用又は返還に関し要請国が遵守しなければならない条件を定めるものとする。

第十八条 法務大臣は、前項の条件を遵守する旨の要請国の保証がないときは、共助をしないものとする。

第十九条 法務大臣は、第五号第一項第二号若しくは第三号又は第二項の措置を採った後において、共助をしないことを相当と認めるときは、

遅滞なく、その旨を共助の要請に関する書面の送付を受けた者に通知するものとする。

第二十条 法務大臣は、要請が第四号第一号に該当するものと認めて共助をしないこととするとき、要請に添付する書類及び第五号第一項の条件を定めるときは、外務大臣と協議するものとする。

第二十一条 法務大臣は、第五号第一項各号の措置を採ることとするときは、要請が証人尋問に係る場合その他共助の要請に関する書面において証拠の収集を行う機関が明らかでない場合を除き、所管に依りて、国家公安委員会及び同項第三号の国の機関の長と協議するものとする。

第二十二条 この章に定めるもののほか、令状の発付、証人尋問及び不服申立てに関する手続について必要な事項は、最高裁判所が定める。

第二十三条 国家公安委員会は、国際刑事警察機構から外国の刑事事件の捜査について協力の要請を受けたときは、次の各号のいずれかの措置を採ることができる。

- 一 相当と認める警察庁又は都道府県警察に必要な調査を指示すること。
二 第五号第一項第三号の国の機関の長に協力の要請に関する書面を送付すること。
三 第二号（第三号を除く。）の規定は、前項の場合に準用する。
四 国家公安委員会は、第一項に規定する措置を採るため必要があると認めるときは、警察庁の職員に関係人の所在その他必要な事項について調査させることができる。
五 国家公安委員会は、第一項の措置に関し、要請において調査を行う機関が明らかでない場合を除き、所管に依りて、同項第二号の国の機関の長と協議するものとする。
六 警察庁が第一項第一号の指示を受けた場合において、警察本部長は、警察庁の警察官に調査のための必要な措置を採ることを命ずるものとする。
七 第一項第一号の指示を受けた都道府県警察の警察本部長は、その都道府県警察の警察官に調

査のための必要な措置を採ることを命ずるものとする。

第二十四条 第一項第二号の規定により協力の要請に関する書面の送付を受けた国の機関の長は、司法警察職員であるその機関の職員に当該要請に係る調査のための必要な措置を採ることを命ずることができる。

第二十五条 警察官又は前項の国の機関の職員は、前三項の調査に関し、関係人に質問し、実況見分をし、書類その他の物の所有者、所持者若しくは保管者その他の物の提示を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第二十六条 国内受刑者に係る受刑者証人移送（受刑者証人移送の決定等）
第十九条 法務大臣は、要請国から、条約に基づき、国内受刑者（日本国において拘禁刑又は国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第二号第二号に定める共助刑の執行として拘禁されている者）をいう。以下同じ。）に係る受刑者証人移送の要請があつた場合において、第二号第一号若しくは第二号又は次の各号（第三号第一項ただし書の規定により法務大臣が共助の要請の受理を行う場合にあつては、第二号第一号若しくは第二号）のいずれにも該当せず、かつ、要請に添付することが相当であると認めるときは、国内受刑者を移送する期間を定めて、当該受刑者証人移送の決定をするものとする。

- 一 国内受刑者の書面による同意がないとき。
二 国内受刑者が二十歳に満たないとき。
三 国内受刑者を移送する期間として要請された期間が三十日を超えないとき。
四 国内受刑者の犯した罪に係る事件が日本国の裁判所に係属するとき。
五 第十四条第五項及び第六項並びに第十六条第一項の規定は、国内受刑者に係る受刑者証人移送の要請があつた場合について準用する。この場合において必要な技術的代替は、政令で定める。

第二十七条 法務大臣は、第一項の決定をしたときは、国内受刑者が収容されている刑事施設の長に対し、当該決定に係る引渡しを命ずるとともに、当該国内受刑者にその旨を通知しなければならない。

第二十八条 法務大臣は、前条第三項の規定による命令をしたときは、外務大臣に受領許可証を送付しなければならない。

第二十九条 外務大臣は、前項の規定による受領許可証の送付を受けたときは、直ちに、これを要請国に送付しなければならない。

第三十条 前二項の規定にかかわらず、第三条第一項ただし書の規定により法務大臣が共助の要請の受理を行う場合においては、要請国への受領許可証の送付は、法務大臣が行うものとする。

第三十一条 前条第三項の規定による命令を受けた刑事施設の長は、要請国の官憲から受領許可証を示して国内受刑者の引渡しを求められたときは、国内受刑者を引き渡さなければならない。

第三十二条 前項の規定により国内受刑者の引渡しを受けた要請国の官憲は、速やかに、国内受刑者を要請国内に護送するものとする。

第三十三条 国内受刑者が受刑者証人移送として移送されていた期間（身体の拘束を受けていなかった期間を除く。）は、刑の執行を受けた期間とみなす。

第三十四条 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（第二十条第四項の規定による国内受刑者の要請国の官憲への引渡しは、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第五十二条、第五十三条第一項（同法第五十三号第二項）において準用する場合を含む。）及び第二項、第八十六条第一項、第九十八条第一項、第二項及び第四項、第一百零四条第一項、第一百三十二条第三項、第五項及び第七項、第六十四條第一項（同法第六十五條第三項において準用する場合を含む。）、第六十六條第三項（同法第六十七條第四項及び第六十八條第四項において準用する場合を含む。）、第七十一条、第七十四條並びに第七十五條の規定の適用については、積放でないものとみなす。

いて、同法第三百二十二条第五項第二号及び第七項中「第五十四條第一項各号のいずれか」とあるのは「第五十四條第一項第一号」と、同条第六項中「第五十四條第一項」とあるのは「第五十四條第一項（第二号及び第三号を除く。）」と読み替えるものとする。

第四章 外国受刑者の拘禁

(外国受刑者の拘禁)

第二十三條 検察官は、外国受刑者（外国において拘禁刑又はこれに相当する刑の執行として拘禁されている者をいう。以下同じ。）であつて日本国の刑事手続において証人として尋問する旨の決定があつたものについて、受刑者証人移送として当該外国の官憲から当該外国受刑者の引渡しを受けたときは、あらかじめ発する受入移送拘禁状により、当該外国受刑者を拘禁しなければならぬ。

2 逃亡犯罪人引渡法（昭和二十八年法律第六十八号）第六條第一項から第三項まで及び第七條並びに刑事訴訟法第七十一條、第七十三條第三項、第七十四條及び第二百六條の規定は、前項の受入移送拘禁状により外国受刑者を拘禁する場合について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

(外国の官憲への引渡し)

第二十四條 受刑者証人移送として外国の官憲から引渡しを受けた外国受刑者については、その引渡しを受けた日から三十日以内に、これを当該外国の官憲に引き渡さなければならぬ。ただし、天災その他やむを得ない事由によりこの期間内に外国受刑者を当該外国の官憲に引き渡すことができない場合には、この限りでない。

2 検察官は、前項の規定により外国受刑者を当該外国の官憲に引き渡す場合において必要があるときは、前条第一項の受入移送拘禁状により、検察事務官、警察官、海上保安官又は海上保安官補に当該外国受刑者の護送をさせることができる。この場合においては、刑事訴訟法第七十四條の規定を準用する。

(外国受刑者の拘禁の停止)

第二十五條 検察官は、病氣その他やむを得ない事由がある場合に限り、受入移送拘禁状により拘禁されている外国受刑者を医師その他適当と認められる者に委託し、又は外国受刑者の住居を制限して、拘禁の停止をすることができる。検察官は、必要と認めるときは、いつでも、拘禁の停止を取り消すことができる。

3 逃亡犯罪人引渡法第二十二條第三項から第五項までの規定は、前項の規定により外国受刑者の拘禁の停止を取り消した場合について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十五年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外国からの共助の要請及び国際刑事警察機構からの協力の要請についても、適用する。

附則（平成一六年六月九日法律第八九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第一条中国際捜査共助法第三章及び第四章を加える改正規定並びに附則第三条及び第五条の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外国からの共助の要請及び国際刑事警察機構からの協力の要請についても、適用する。

附則（平成一七年五月二五日法律第五〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一八年六月八日法律第五八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二三年六月二四日法律第七四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定、第三条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）第七十一條第一項の改正規定、第四條及び第五條の規定並びに附則第十条から第十二條まで及び第十六條の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第八条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和四年三月二日法律第六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

附則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九條の規定 公布の日

附則（令和五年五月一七日法律第二八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中刑事訴訟法第三百四十四條に一項を加える改正規定、第二条中刑法第九十七條及び第九十八條の改正規定並びに第三条中出入国管理及び難民認定法第七十二條の改正規定（第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げる部分に限る。第六号において「第七十二條第一号を削る改正規定」という。）並びに附則第五條第一項及び第二項、第八條第四項並びに第二十條の規定、附則第二十四條中国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第四十二條の改正規定、附則第二十七條中刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二百九十三條の改正規定、附則第二十八條第二項、第三十條及び第三十一條の規定、附則第三十二條中少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九

号）第三百二十二條の改正規定、附則第三十五條のうち、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）第三條中刑事訴訟法第三百四十四條の改正規定の改正規定及び刑法等一部改正法第十一條中少年鑑別所法第三百二十二條の改正規定を削る改正規定並びに附則第三十六條及び第四十條の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

(罰則に関する経過措置)

第四十條 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。